

# 教 育 長 の 任 命 に つ い て

教育総務課

## 【参考】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律  
(教育長)

第 16 条 教育委員会に、教育長を置く。

2 教育長は、第 6 条の規定にかかわらず、当該教育委員会の委員(委員長を除く。)である者のうちから、教育委員会が任命する。

3 教育長は、委員としての任期中在任するものとする。(以下略)

4 (略)